

No.2813

植民地インドにおける法の支配の比較研究

首都大学東京都市教養学部 助教

稲垣 春樹

本研究は、19世紀前半のイギリス領インド植民地における法の支配(裁判所による政府の抑制)に関する歴史研究である。現在、植民地における政治と法の関係についての研究が盛んになっているが、それらは理論や表象としての法の問題に関心を集中しがちであり、法の支配がどのような歴史的条件下において実現したのか/しなかったのか、またそれが統治制度の変容にどう影響したのかを歴史学的に検討する視角を欠いている。本研究は、ベンガル、マドラス、ボンベイの主要三管区において、政府と裁判所の関係が政治問題化した複数の事件について検討することで、19世紀前半のインドにおける法の支配の歴史的条件とその制度的帰結について包括的に明らかにすることを目指している。史料として、ロンドンのブリティッシュ・ライブラリが所蔵するインド省文書の中から、各管区の最高行政機関である参事会の議事録(IOR/P)、および各参事会がイギリス本国に送った報告書 (IOR/L)を用いている。

初年度である平成 29 年度は、以下の活動を行った。①本研究について PoETS 研究会および日本南アジア学会全国大会において口頭報告を行った。②夏季および冬季にロンドンにおいて史料調査を行い、IOR/L を用いて主要な事件の概要を把握するとともに、関連する二次資料の収集を行った。③それらをもとに論文を 2 本執筆し、『史学雑誌』および『歴史学研究』(ともに査読あり)に投稿し、掲載が決定した。以上により、本研究はおおむね当初の予定通りに遂行することができていると言える。

2 年目となる平成 30 年度は、①ロンドンにおいて史料調査を行い、初年度に把握した主要事件に関して IOR/P を用いて精査するとともに、②現在執筆中である論文 2 本を査読ありの学術誌に投稿・掲載することが目標となる。